

第82回九都県市首脳会議

会議記録

令和4年10月31日（月）

第82回九都県市首脳会議概要

I 日 時 令和4年10月31日（月）
午後1時30分～午後3時35分

II 場 所 ロイヤルパインズホテル浦和
「4階 ロイヤルクラウンB・C」

III 会議次第

1 開 会

2 座長あいさつ

3 意見交換

(1) 新型コロナウイルス感染症について (埼玉県)

ア 情報交換

イ 座長提案（共同メッセージ）

(2) 福島支援について (埼玉県)

(3) 首脳提案

ア 児童相談所の更なる体制強化について (千葉県)

イ 保育人材の確保・定着に向けた支援について (横浜市)

ウ 様々な課題を抱える児童・生徒への対応強化について (神奈川県)

エ 学校における医療的ケア児支援の充実について (川崎市)

オ マイナンバーカードの普及促進及び活用の推進について (さいたま市)

カ 休日の部活動の地域移行に向けた取組への支援について (相模原市)

キ 外国人との共生社会の実現に向けた取組について (千葉市)

ク 気候変動に対応した豪雨対策について (東京都)

4 協 議

(1) 地方分権改革の推進に向けた取組について

5 報 告

(1) 委員会等における検討状況等の報告について

6 その他

(1) 育児休業の愛称「育業」の活用による、安心して働き子育てができる社会に向けたマインドチェンジについて (東京都)

7 閉 会

IV 出席者

千葉県知事	熊谷俊人
東京都知事	小池百合子
神奈川県知事	黒岩祐治
横浜市長	山中竹春
川崎市長	福田紀彦
千葉市長	神谷俊一
さいたま市長	清水勇人
相模原市長	本村賢太郎
埼玉県知事(座長)	大野元裕

1 開会

2 座長あいさつ

○座長（大野埼玉県知事）

本日座長を務めます大野元裕でございます。

大変お忙しい中お越しをいただき誠にありがとうございます。

座ってお話をさせていただきます。

まずは各都県市の皆さま方から多大なるご協力をいただいておりますことに、この場をお借りして御礼を申し上げます。

コロナ禍の影響により、しばらくWEBでの開催が続いておりましたが、本日は3年ぶりに対面で開催をすることができました。

皆さまにおかれましては、この間、新型コロナウイルス感染症の対応に日々ご尽力をされていたと思います。

先行きが見通せない中ではございますが、引き続き九都県市一体となってこの難局を乗り越えて参りたいと思いますので、本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、九都県市首脳会議ではこれまでコロナ対策をはじめ防災対策、あるいは環境問題対策など、広域的な観点で考えなければならない重要な行政課題につき、連携、協力して成果を上げてまいりました。

本会議の特徴は各首脳の皆さまが具体的に問題提起をしながら、短期間で議論、検討し、それを共同で実践するという非常に実行力のある会議だということでもあります。

本日の会議におきましても、コロナに関する議題や各都県市からの首脳提案など首都圏が抱える問題について議論を予定しているところであります。

九都県市は約3,600万人の方々が生息する、政治経済、文化におけるわが国の牽引役としての役割を担っています。

国への要望、提言、首都圏の課題への取組などを通じ、日本を力強くリードする首都圏の姿を示していければと考えています。

皆さま方から忌憚のないご意見、ご発言をいただきながら、活発な議論を重ね、具体的な成果を出すことを主眼に有意義な会議にしてまいりたいと考えておりますところ、本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

3 意見交換

（1）新型コロナウイルス感染症について

○座長（大野埼玉県知事）

それでは議事に入らせていただきたいと思います。

まずはお手元の会議次第の3番の意見交換となります。

本日は新型コロナウイルス感染症についての意見交換を行いたいと思います。

まず私のほうから新型コロナウイルス感染症の状況について簡単にご説明をさせていただきたいと思っております。

本年7月以降でございますが、これまでにない規模で感染拡大した第7波は8月上旬をピークに長く減少傾向にありましたが、10月に入ってからには下げ止まり、今後、増加傾向に転じるのか注視をする必要がございます。

国のアドバイザリーボードでは今後の増加要因につき、ワクチン接種や感染によって得られる免疫が低下していくことや気温が低下した日に換気が不十分となることなどが挙げられるとともに、今後社会経済活動の活発化による接触機会の増加などが感染状況に与える影響についても指摘がされているところです。

また、令和4年10月から令和5年3月の半年間に新たな新型コロナの流行拡大と季節性インフルエンザの流行が発生する可能性が極めて高いとの見通しが示されております。

現在の状況は以上でございますが、冬を前にした極めて大切なこの時期に死亡者や重症者を最小限に抑えるために、新型コロナウイルスワクチンを一刻でも早く接種をしていただくことが必要と考え、今回、ワクチン接種を呼びかけるメッセージを发出しようと考えたところであります。

資料1-1、画面に映っておりますが、この資料をご覧いただきたいと思っております。

まず冒頭に記載しておりますように、ワクチン接種には死亡リスクを低減させる効果があるということを強調させていただいております。

その上で、現在、接種が進められている2価ワクチンは従来株とオミクロン株の両方に対応していること、BA.1、BA.4、BA.5対応型ともにオミクロン株に対し従来株を上回る効果が期待されている旨をお伝えいたしました。

今月21日からは接種間隔が短縮されておりますので、いずれか早く打てるワクチンの接種を積極的に検討いただくような内容にしております。

スライド資料の次のページ、2ページ目をご覧いただきたいと思っております。

初回接種が未接種の方は1都3県で約400万人と対象者全体の1割もおられます。

ご承知のとおり、初回接種を終えないとオミクロン株対応2価ワクチンは接種できません。

右側のグラフでお示ししているとおり、初回接種でも重症化リスクや死亡リスクを提言させる効果があります。

ご自身はもとより、大切な家族や友人を守るため、早めの接種をお願いする内容とさせていただきました。

また、メッセージについては資料1-2のメッセージ文案のとおりでございます。

先ほど息の合った形で皆さまにもご協力をいただきました。

ありがとうございました。

これから皆さまに、各都県市のワクチン接種促進に向けた取組や、このメッセージなどについてご意見をお聞かせいただき、情報交換ができればと考えております。

なお、先ほど撮影にご協力いただきましたが、当該メッセージを基に動画を作成し、九都県市首脳会議公式YouTubeチャンネルで配信をするとともに、皆さまのご協力をいただきながら、公共施設、商業施設、公共交通機関など広く発信をしまいたいと考えておりますところ、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、今の話題につきまして、名簿順でお伺いをさせていただきますので、まずは千葉県の熊谷知事、よろしくお願います。

○熊谷千葉県知事

まずは大野知事、また埼玉県の方、今回座長として会議取りまとめ、ご準備いただきまして誠にありがとうございます。

また、共同メッセージについても、これからインフルエンザとの同時流行が懸念されてる中で非常に重要なメッセージだというふうに思っておりまして、全面的に賛同をさせていただきたいと思っております。

我々千葉県の、まず感染状況でありますけれども、直近7日間平均で1,471人です。

前の週と比較をして1.18倍ということで、大野知事も少しお話しいただいたとおり下げ止まってきておりまして、この後どのような形で上昇に転じるかというのを我々もしっかり注視しているところであります。

現在は、病床自体は改善が見られておりますので、県全域を今フェーズ1の状態ですけれども、今後感染状況を見極めながら適切に病床の確保、また運用を図っていきたく思っています。

9月の26日に全数届け出の見直しがされたわけでありまして、千葉県は10月前半の数を見ていきますと、だいたい9割ぐらいの方が対象外という状況になってきています。

また、対象外の方々も含めて引き続き健康観察であったり、配食サービスだったり、こうした療養サービスというのは我々引き続き希望に応じて支援しているところであります。

いずれにしても、保健所の体制をしっかり強化をして、この冬の感染再拡大に備えていきたいと思っております。

ワクチン接種でありますけれども、県内ではこれまで25万人の方がオミクロン株対応ワクチンの接種を行いました。

BA.4-5対応ワクチンについては、11月から切り替える市町村が多い一方ですけれども、主に人口の少ない市町村において、当面BA.1による接種の継続を予定する市町村も見られるということでもあります。

我々も種類にかかわらず速やかに接種を検討いただきたいというメッセージを出させていただいております。

これからは接種間隔の短縮を受けて、高齢者を中心に対象者が急増していくこととなります。

このため、市町村や医療機関との連携を強化していくこと、それから県の集団接種会場においてもファイザー社製のワクチンを使用したり、もしくは11月からは予約なし接種を開始することで利便性を高めるなど、年末に向けて接種の促進を図っているところでありまして、今回の共同メッセージも我々強力に発信をさせていただいて、一人でも多くの方々に感染再拡大までに接種を進めていただくように取り組んでいきたいと思っております。

我々千葉県からは以上です。

○座長（大野埼玉県知事）

ありがとうございました。それでは次に、お隣になります東京都の小池知事、よろしく願いいたします。

○小池東京都知事

ありがとうございます。

まず大野知事に感謝申し上げます。

本日のメッセージの取りまとめ、そして各種ご用意いただきました職員の皆さま方のおかげさまでございます。

感謝申し上げます。

コロナに関して、東京都の現状でございますが、毎週専門家によるモニタリングを行っております。

そして、感染状況については4段階にしております、感染状況と医療提供体制に関する指標がともに上から3番目、赤、橙、黄色、緑、この4種類ですけれども、今、どちらも、感染状況も医療提供体制も上から3番目、下から2番目の黄色という状況でございます。

そして専門家の皆さま方、先生方から、感染状況は推移に注意が必要であると報告されております、また、コロナとの共存に向けては、依然として私たち一人一人がまず感染防止対策を実行する、そして社会経済活動との両立につなげていくことが大切、このような報告をいただいております。

そして先日、都でおきまして第7波までの取組と成果など、時系列、そしてまた課題ずつで取りまとめをいたしました。

その中で、この間、特に第7波において東京モデルという形で、先ほどもお話ありましたけれども、いかにして死亡、亡くなる方を抑え、重症になる方を抑えるかと、そこに戦略的に取り組んでいく、これを東京モデルと呼んでおりますけれども、そのことを実行することで、これまでの波と比較しましても、また世界各国と比較しましても低い水準に抑えることができたという分析でございます。

そして、攻めと守りと備えということで、攻めはワクチン接種、守りは換気、またマスクによる感染防止対策、そして備えは医薬品や、また食料品の備蓄も重要だということを都民に発信をしております。

懸念されるのが、冬に向かってインフルエンザとのツインデミックである、これも皆さんが警告発しておられると思いますけれども、都においては第7波以上の発熱患者が出る、発生をするということとを危機管理の観点からも想定をいたしまして、第7波以上の発熱患者の発生ということから先手、先手で着手をしているところであります。

そして今日もみんなでワンボイスで掲げましたようにワクチンの接種、これを進めていくことは重要です。

そして、コロナワクチンですけれども、今月からBA.5対応も開始されておりますので、都は高齢者層への取組として施設に来てくださいと、むしろ施設へ行ってワクチンバスを提供し、出向かせて、そこで重点的に派遣して行う点、それから活動範囲の広い若い人たちに向けてはオフィスビルなどでの臨時接種会場の設置を進めておりまして、接種の促進を図っていきます。

そして、これから年末年始でございますので、久しぶりのお友達に会ったり、我々も今日こうやって3年ぶりということでもございます。

家族と合う機会も増えていくという中で、ワクチンを接種していく、そしてそのために、都とすれば大規模接種会場では都内在住だけではございませんで、在勤の方々も接種可能としておりますので、近隣、他の近隣の皆さま方も通勤でお越しになる方も多いことだと思いますので、皆さまにも、そういった皆さまにもご紹介していただきたいと思っております。

この間、感染症、ウイルス、それから後ほど自然災害の話も出てくるかと思っております。

どちらも共通するのは県境とか、そういったことを関係なく、広域にまたがっての対応が必要だということから、この九都県市、こちらがグレーター・キャピタルとして一致団結して、そしてあらゆる機会を通じてメッセージをともに発信をし、また対応策を練っていくということが必要かと思っております。

そういう意味で、これからも九都県市、事務方も連携をしながら進める必要があると、このように改めて思うところでございます。

以上です。

○座長（大野埼玉県知事）

ありがとうございます。ちなみに、今のメッセージというのは今回はこれでということでしょうか。

○小池東京都知事

この件おまとめいただき、誠にありがとうございます。

○座長（大野埼玉県知事）

ありがとうございます。

それでは次に神奈川県、黒岩知事、よろしくお願いいたします。

○黒岩神奈川県知事

大野知事におかれましては、共同メッセージを取りまとめていただきまして、本当にありがとうございます。

冬は感染症が拡大しやすいということで、これまで2年間を振り返ってみても、新型コロナウイルス年末には必ず流行しておりますね。

感染拡大による医療ひっ迫を回避するためには、やっぱりワクチン接種の推進、これが重要だと思います。

政府や市町村のご尽力によりまして、また県でも大規模接種会場を設置するなどしまして、ワクチンの接種体制は十分に確保されているんですけども、接種率のほう、これはちょっと伸び悩んでいるというのが正直なところです。

今、10月27日時点での接種率ですけれども、全国平均で5.08%、オミクロン株対応ですね、本県で5.37%と。

これは、ワクチンが足りなくて打てないというのではなくて、打てる環境整っているんだけど接種率が伸びてこないというところに、今年の対策の難しさがあるというふうに感じています。

この冬はインフルエンザとの同時流行、これも懸念されているわけですね。

感染予防はワクチンが基本ということ、特にオミクロン株対応ワクチンは患者の発生と重症化を大幅に抑制することが期待できるということでもあります。

このタイミングで今回、共同メッセージ動画、これを発信して、生活圏を同じくする九都県市のワンボイスでしっかりと呼びかけていくことは大変意義あることというふうに思っております。

この動画を見る多くの方が接種会場に足を運んでくださる、そんなことを期待したいと思います。

ありがとうございました。

○座長（大野埼玉県知事）

ありがとうございました。それでは次に、横浜市の山中市長、リアルで参加は初めてだと思いますが、よろしくお願いいたします。

○山中横浜市長

横浜市長の山中でございます。

初めにこの会議を計画、準備くださった大野知事はじめ埼玉県の皆さまに御礼を申し上げます。

改めまして、共同メッセージを発案、ご準備いただきました大野知事に御礼を申し上げます。

先程コメントでございますように、インフルエンザとコロナの同時流行が懸念される中で、ワクチン接種の推進は大変重要でございますので、ご提案いただきました共同メッセージ、本市としても感染拡大を防ぐためのツールとして使用したいと思っておりますし、大変重要なご提案ありがとうございます。

本市におきまして、ワクチンの接種状況について簡単にブリーフィング申し上げますと、直近の予約率が55%という状況でございます。

日に日に予約枠が埋まるスピードは上がってきてはいるんですけども、依然として直近の予約率は半数強ということで、予約枠に余裕がある状況でございます。オミクロン対応のワクチン接種をさらに推進していきたいと考えております。

また、今、インフルエンザとコロナの同時流行が言われておりますのは南半球の現状を見てかと思っております。

例年、日本におきましてもインフルエンザが最も流行するのは1月下旬から2月になろうかと思いますが、今年のオーストラリア等のインフルエンザの広がりを見ますと、例年よりも2カ月程度早いので、日本におきましてもインフルエンザの流行が2カ月ぐらい例年よりも早くなるといたしますと、11月下旬から12月にかけてはやる可能性がございます。

ですので、今コロナの感染者数も若干上昇に転じてきているところでございますので、本市としても引き続き警戒心を持ってコロナのワクチンの接種の推進、そしてインフルエンザのワクチンにつきましても12月ぐらいにはなくなってしまうかと予想されておりますので、早めの接種を呼びかけているところでございます。

インターネットの予約を今推進しているところで、ただインターネットの予約に不慣れな方々が一定程度どうしてもいますので、現在、市内のほぼ全ての郵便局、302カ所あるんですけども、そちらに予約代行を依頼して、予約代行が可能なようにしてございます。

また、携帯ショップというのが市内のいたるところにございますので、携帯ショップでも予約の代行をできるようにしてございます。

こういったことが意外に効いていまして、3回目、4回目接種時の実績なんですけれども、合計4万人もの、決して少なくない方々がこういったインターネットに不慣れということで予約をそういった携帯ショップや郵便局等、代行して予約いただいておりますので、引き続きこういった努力等も積み重ねながら、予約の促進に向けて努力をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○座長（大野埼玉県知事）

ありがとうございました。

次に川崎市、福田市長、よろしく願いいたします。

○福田川崎市長

よろしく願いします。

それでは本市のワクチン対策などについて状況をご説明させていただきたいと思います。

まずコロナのワクチン接種につきましては、9月からオミクロン株に対応したワクチン接種を開始するとともに、新たに生後6カ月から4歳までの方を対象にした接種を開始するところがございます。

また、本市はインフルエンザとの同時流行に備えて、重症化リスクが高い高齢者を守るとともに、医療提供体制のひっ迫を防ぐことを目的に65歳以上の高齢者のインフルエンザ予防接種の無料化を実施するなど、医療提供体制の負担軽減に努めております。

また、接種状況につきましては、3回目のワクチン接種率につきましては、10月26日時点で対象者人口を分母といたしますと、全体では70.6%となっており、年代別に見ますと12歳から19歳が41.9%、20代が47.8%、30代が55.8%となっております。

一方で2回目接種から3カ月を経過した方を分母といたしますと、12歳から19歳が57%、20代が70.9%、30代が74.1%となるなど、若い世代の接種も徐々に進んできておりまして、これまでの取組はある程度成果を挙げているように感じてきているところがございます。

引き続き今回の共同メッセージのように九都県市で連携して積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

それから、今回のメッセージ文案に関係ございませんが、市民生活・事業者支援ということで、いろんな経済対策を私たちそれぞれに打ってるというふうに考えていますが、この財源として地方創生臨時交付金、これというのが地域に根ざした効果的な施策を打てるように、9月に臨時的に交付がされて、さらに執行は年度内とか、繰り越しは事実上認められてないということは効果的ではないというふうに非常に感じておりまして、こういったことも九都県市でまとまって国のほうに訴えていく必要があるというふうに考えております。

それから、今後のインフルエンザとの同時流行を想定した医療体制等の整備におきましては、都県の保健所設置市の連携が必要不可欠だというふうに思っています。

そこで、それぞれの都県によって保健所設置市というものが占める人口の割合というのが相当違いがありますので、地域の実情に応じた展開というふうなのをしっかり連携を取ってやっていかなくちやいけないというふうに思っております。

いずれにしても首都圏全体で連携して頑張っていきたいというふうに思っています。

私からは以上です。

○座長（大野埼玉県知事）

ありがとうございます。

先ほどご提案がございました財源の関係について後ほどお話しをさせていただくとして、

○福田川崎市長

当然文案には賛同で、もちろんこのままで結構でございます。

○座長（大野埼玉県知事）

次の、千葉市の神谷市長にお願いをさせていただきたいと思います。

○神谷千葉市長

まずは大野知事、そして埼玉県の職員の皆さん、開催準備本当にありがとうございました。

千葉市の感染状況ですけれども、ほかの自治体のほうからお話あったところとほとんど同じでございまして、現在、下げ止まりから微増傾向に転じております。

感染者を実数で見ますと、10代、40代、50代の方が多くいんですけれども、10万人あたり見ますと10代、30代の順番で多くなっている状況であります。

それからワクチン接種なんですけれども、市民の方からのお声を聞きますと、複雑になった印象があるということとか、そのほか、今回はもうしなくてもいいかなというような声も非常に多くなっているなという気がしております、大変懸念をしております。

今回の共同メッセージの文案につきましては、そうした受け止めに対して必要なメッセージが含まれていると思っております、大いに賛同させていただきたいというように思っております。

千葉市の接種体制ですけれども、9月28日からオミクロン株対応ワクチンの接種を開始しております、BA. 4-5につきましては、明日から全て切り替えて実施することにしております。

また接種間隔が3カ月に短縮したことに合わせまして、改めて集団接種会場を拡大をすることにしております。

あと小児、乳幼児を対象としました集団接種も実施してまいります。

接種券の発送なんですけれども、前回、4回目接種に際しまして、基礎疾患のあるなし市役所では分かりませんので、3回目を終えた方全員に接種券を一通りお送りしておりますが、改めて接種券が来ないと接種機会があることを分からないという方もたくさんいらっしゃるというふうに考えておりまして、改めてオミクロン株対応ワクチンの未接種の方に対して11月上旬から順次個別に改めて通知をすることにしております。

そうすることで接種の勧奨をしっかりと進めていく必要があるというように思っております。

それから、感染状況とは直接関わりない話ではありまして、共同メッセージに含まれない点がある

んですけども、感染者数の減少局面に合わせまして、教育現場における制限を改めて見直しをしまして、各他の分野と比べて過度になっているものにつきましては、改めて見直しを行いました。

一度規制を詰めるときには一度に広がるわけですがけれども、緩和するときは学校ごとに差があったりですとか、なかなか手が付かない状況もございますので、例えば理科の実験などで行っていました人数制限を原則行わないことにしたりですとか、卒業式、入学式で保護者の出席者数の制限は原則行わない、在校生の参加についても原則実施する方向で教育委員会のほうと足並みをそろえて、共通認識を持って進めさせていただいているところであります。

合唱コンクール、部活の試合でも、保護者の観覧について大きな制限が残っている学校も多々あるんですけども、様々なイベント、プロスポーツなどでそういった制限はございませんので、社会全体の動きに合わせた制限となるように見直しをし、緩和も行っているというところでございます。

千葉市からは以上です。

○座長（大野埼玉県知事）

ありがとうございました。

次にさいたま市の清水市長、よろしくお願いいいたします。

○清水さいたま市長

まず初めに、大野知事をはじめ埼玉県の皆さんには共同メッセージ動画の制作、また共同メッセージの文案の取りまとめにご尽力をいただきましてありがとうございます。

本市のワクチン接種状況についてですが、まず新型コロナウイルス感染症の新規陽性者の状況については、皆さんと大体同じで、下げ止まりからやや増加ありと、こんな状況でございます。

そうした中で、ワクチンの接種状況ですが、10月28日時点で2回目の接種の接種率が84.9、3回目については72.0、4回目は30.5と。

オミクロン株対応ワクチンということについて言いますと、7万2,695件、6.1%という状況でございます。

本市におきましては、高齢者、基礎疾患を有する方などは9月下旬から接種開始となったほか、若年層で感染者が多いということから、12歳以上の全ての対象者に対しまして、国が示しております10月半ば以降から前倒しをしまして、10月3日から接種を開始しております。

本市では現在、市内430カ所の医療機関と6カ所の集団接種会場で接種を実施をしております。

11月からは集団接種会場を9会場に増設するとともに、予約枠の一部に受験や就職試験を予定している方も優先予約枠を設定するなどして接種促進を図ってまいりたいと考えております。

接種間隔が3カ月に短縮された現状におきまして、ワクチンの種類にかかわらず希望する全ての方が早期に接種を受けられるよう、引き続き接種体制の確保に努めていきたいと考えております。

それから、全数見直しの中で見直しになってから1カ月ほど経過したわけでありますけれども、現時点では今のところ大きな混乱もなく県と連携をしながら順調に進めることができているというふう
に考えているところでございます。

また、対象となっていない方にもできるだけマイハースの登録をしていただくことで、いざとい
うときのサポートがしっかりしやすい環境をつくっていかうということで、ホームページあるいは市
有施設でのポスター掲示など、丁寧に周知をしながら進めているところでございます。

最後に、新型コロナウイルス感染症はもちろんですけれども、今年度は、皆さんからもご案内あり
ましたけれども、危険性が高まっている季節性インフルエンザとの同時流行に迅速に対応できるよう、
引き続き九都県市の皆さまと連携しながら、ウィズコロナ時代における感染拡大防止、また社会経済
活動の両立を実現していきたいと考えております。

以上です。

○座長（大野埼玉県知事）

ありがとうございます。

それでは最後になって恐縮ですが、相模原市のワクチン接種状況や共同メッセージ等につきまして、
本村市長、よろしく申し上げます。

○本村相模原市長

お願いします。

大野知事をはじめ埼玉県の職員の皆さまには取りまとめをいただきましてありがとうございます。

相模原市の状況でございますが、新型コロナウイルス感染症による市民の皆さまや市内事業者の皆
さまへの影響はまだまだ残っており、現在も医療現場の最前線で医療従事者の方々には懸命に感染症と
闘っていただいております。

本市のワクチン接種の状況でございますが、12歳以上の3回目接種につきましては、10月25日現在
でありますけれども、約47万7,000人が接種をされ、接種率は72%となっております。

また、60歳以上の4回目接種につきましては、10月25日現在で約17万6,000人が接種をされ、接種率
は77%となっております。

接種の促進に向けた取組といたしましては、これまで高齢者を対象とした「日時・会場指定方式」
による予約不要の集団接種や、Web予約の代行による予約支援をはじめ、若い世代のライフスタイル
を踏まえて「夜間接種」や「当日予約による接種」、障がい等の特性等に配慮した「障害者専用会場
における接種」のほか、企業や大学等と連携した「団体接種」などに取り組んできました。

また、本市のホームタウンチームと連携した取組も行っており、J3リーグのSC相模原のホーム
ゲームにおいて新型コロナウイルスワクチンに関する動画を放映いただいたり、各チームのSNSで

3回目接種の概要やワクチン接種の効果などの情報を発信いただきました。

現在、オミクロン株に対応した2価ワクチンの接種を進めておりますが、接種間隔が5カ月から3カ月に短縮されたことによりまして、新たに20万人の方が11月に接種時期を迎えるため、希望する方が円滑に接種を受けられるよう、「日時・会場指定方式」による集団接種の実施など、接種体制を拡充するとともに、接種推進の取組に全力を挙げて対応していきたいと考えています。

感染者数の増加が懸念される年末年始を迎える前に、九都県市の発信力を生かし1都3県の住民に向けワクチン接種を呼びかけることは大変有意義であると思います。

引き続き市民の皆さまが安心して接種できる体制を整え、希望する方へのワクチン接種を着実に進めるなど、九都県市が緊密に連携しながら総合的に感染症対策に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○座長（大野埼玉県知事）

ありがとうございます。

ただいま、皆さまから各都県市の様々な状況や取組などについて情報交換をさせていただきました。

この機会でございますので、さらにご発言をしたいという方がおられれば挙手をいただければと思いますが、いかがでございましょうか。

よろしいですか。

それと、先ほど福田市長からお話がございました財源の問題につきましては、新型コロナウイルス感染症等の影響緩和に向けた生活者支援の財源については、計画的かつ前広に自治体に通知するとともに、その執行を柔軟に行うよう努めることを柱として、今後、事務方間で協議をさせていただいて、合意がいただければ要望につなげるという形で、皆さんよろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、ご意見もないようでございますので、共同メッセージにつきまして原文のとおり発出することといたしたいと思いますが、ご意見いかがでございましょうか。

ありがとうございます。

それでは、そのように進めさせていただきたいと思います。

なお、動画につきましては会議の終わりにご覧をいただきたいと思っております。

今後、引き続き九都県市で新型コロナウイルス感染症について連携をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

（2）福島支援について

○座長（大野埼玉県知事）

続きまして、(2)になりますけれども、資料2をご覧ください。

九都県市首脳会議では東日本大震災からの復興を支援するため、平成25年度の福島県の復興を支援する共同宣言を採択し、以来様々な取組を実施してまいりました。

震災から11年が経過をいたしました。震災を風化させないことが重要であり、引き続き九都県市が一体となった支援を継続することが求められております。

そこで今回、私から座長提案ということで、福島県応援企画として動画を通じて福島の今と魅力を伝え、福島をもっと身近に感じていただく取組を提案いたします。

具体的には九都県市首脳会議のホームページ内にこの資料2にありますように福島県の魅力を紹介し、福島県応援特設ページを設置し、福島県から推薦いただいた動画を紹介するというものであります。

どの動画も魅力あふれる素晴らしいものばかりでございます。

本日は特設ページで紹介をしたいと考える動画のうちの1つを実際にご覧いただきたいと思っております。

この動画は福島知らなかった大使に任命された女優の松岡茉優さんが実際に福島県内の各地を訪れ、魅力を伝える動画となっております。

全てご覧いただきたいところではありますが、時間に限りがありますので途中まで、2分30秒ほどご覧いただきたいと思っておりますので、事務方、お願いいたします。

<動画放映>

○座長（大野埼玉県知事）

ありがとうございます。

ただいま動画で紹介されたのは福島県の柳津町でありまして、ここに行ってみたい、あるいは先ほどのあわまんじゅう食べてみたいと思われた方も多いと思っております。

胃袋に働きかけるのが合意には一番いいかもしれませんが、ぜひお手に取ってご賞味をいただきたいと思っております。

これ福島県からご紹介をいただいたものです。

ぜひお食べください。

ちなみに、この動画にもありましたが、このあわまんじゅうには由来がございまして、1818年、柳津町が大火事に見舞われました。

その際、二度と災難に「あわ」ないようにと作ったものがこの柳津の名物になったというふうにいわれております。

もっちりとしながらもほろほろとほぐれる食感がくせになるのではないかと思っております。

お一人でも多くの方に特設ページの動画をご覧いただき、福島に行きたい、福島のもの食べたい

と思っただきたいと思っておりますところ、つきましては各都県市の公式SNSなどでこの特設ページをぜひご案内をいただき、広く周知をお願いしたいと考えております。

ちなみに、2個で足りない方は現地でまたお買い求めいただければと思っております。

本日はご了承をいただければ、早速明日、11月1日から特設ページを公開したいと思いますけれども、以上がご説明となりますが、もしご意見等がある方がおられればお願いを申し上げます。

よろしいですか。

それでは、案のとおり進めさせていただきたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

ありがとうございます。

(3) 首脳提案

○座長（大野埼玉県知事）

それでは、すいません、食べながらで結構でございますので、(3)の首脳提案のほうに移らせていただきたいと思います。

資料3をご覧いただきたいと思います。

この度、各首脳の皆さま方からご提案をいただいております。

提案ごとに順次ご提案者からのご説明、その後に意見交換という形で進めさせていただきたいと考えております。

時間も限られておりますので、ご説明は恐縮ですが3分程度、意見交換は4分程度とさせていただきますと考えております。

ア 児童相談所の更なる体制強化について

(千葉県)

○座長（大野埼玉県知事）

それでは最初に千葉県からのご提案になりますが、児童相談所のさらなる体制強化につき、熊谷知事からご説明をお願いいたします。

○熊谷千葉県知事

ありがとうございます。

私ども千葉県のほうからは児童相談所の更なる体制強化について国に要望することを提案いたします。

スライドの2枚目ご覧いただきたいと思います。

全国の児童虐待の状況でありますけれども、皆さまご承知のとおり、全国的に増加が続いております。令和2年、令和3年度ともに20万件を超えている状況にあります。

千葉県のほうでも、千葉市を含めた令和3年度の件数、1万1,870件と過去最多を更新しているところ

ろであります。

虐待相談の内容、年々複雑多様化しておりまして、夜間、休日の緊急の保護であったり、もしくは障がいを持っている児童へのケアなど、緊急性、専門性が求められ、限られた人員の中で職員の負担、非常に大きくなってきております。

次のページですけれども、そうした中で、今年の6月に国に児童福祉法が改正をされまして、児童相談所に関しては一時保護を開始するときに裁判所による司法審査が導入されたほか、各種措置の際の児童の意見聴取、一時保護施設の設備運営基準にかかる条例の整備などが各都県市に新たに義務付けられました。

今後、各都県市はこの改正法が施行される令和6年4月までに様々な対応をする必要があります。

このため、国には私たち現場の意見、実情を踏まえた上で必要な基準、考え方、支援策を早急に示すよう求めることを提案いたします。

次に、一時保護開始時の裁判所による司法審査の導入、これでありましてけれども、一時保護開始時に虐待のおそれや保護の必要性を、どのように証明するのかなど、具体的な運用方法がまだ定められていない状況であります。

また、複雑な案件については弁護士などに助言を求める必要がありますけれども、そうした更なる財政負担が生じることも懸念をされます。

今後、児童相談所では今でも業務がひっ迫をしている中、短時間での一時保護状の請求など、新たな業務に対応していかなければならないことから、特に司法審査の導入に当たっては現状を考慮し、現場が適切に対応できるよう、必要な人員の配置、財政負担への支援を国に求めることを提案するものであります。

さらに、児童への意見聴取の仕組みや一時保護施設の設備、運営基準については現時点で詳細が明らかになっておりません。

今後、限られた時間の中で条例や新たな施設の整備、職員の確保、育成など、それぞれが体制を整えていく必要があります。

国には一時保護施設の職員育成のために、より専門性の高い研修カリキュラムを提示するとともに、職員の育成、確保、施設の改修など、体制整備に係る財政支援を求めることを提案いたします。

最後に、スライド6枚目ですけれども、児童相談所の全ての子どもが心身ともに健やかに育つよう家庭をサポートし、問題解決していく機関であり、その体制を強化することは国及び設置自治体としての使命であると考えております。

これからも皆さま方とも連携をしたり、また優良事例共有しながら子どもたちの未来のために取り組んでいきたいと思っております。

千葉県からは以上です。

○座長（大野埼玉県知事）

ご提案ありがとうございました。

ただいまのご提案、ご説明につきましてご意見等ありましたらご発言をお願いいたします。

それでは本村市長をお願いします。

○本村相模原市長

相模原市の児童相談所の相談対応件数は全国の状況と同じ過去最多を更新しております。

一時保護児童数についても減少の兆しは見られず、定員超過での運営が常態化しています。

一時保護に関する法改正を受けた対応でありますけれども、司法審査や一時保護決定時等の児童の意見聴取については国から示されている運用法次第で業務体制の構築が課題となるため、早期に内容や支援策が国から示される必要があります。

特に運営に当たっての具体的なスキームについては国が自治体への調査を行った後に示されることになってはいますが、児童相談所業務は都市部と地方部で状況が大きく異なる中、共通課題を抱える九都県市は協調して国へ要望することは大変意義があるというふうに考えていまして、提案に賛成でございます。

○座長（大野埼玉県知事）

ありがとうございます。

そのほか、ご意見等ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、ただいまの千葉県からのご提案につきまして、原案のとおり国へ要望をしたいと思えますけれども、皆さまいかがでございましょうか。

それでは本要望につきましては、ご提案いただきました千葉県に国に対し要望いただくということでもよろしくお願ひ申し上げます。

イ 保育人材の確保・定着に向けた支援について

（横浜市）

○座長（大野埼玉県知事）

それでは、次になりますけれども、2つ目の保育人材の確保、定着に向けた支援につき、横浜市、山中市長よりご説明をお願いいたします。

○山中横浜市長

横浜市からは保育人材の確保、定着に向けた支援についてご説明いたします。

お手元の資料の2ページ目なんですけれども、これは横浜市のデータでございますが、新生児と保育

事業に関する需要が年々増加しているというデータでございます。

おめくりいただきまして3ページ目なんですけれども、保育士の有効求人倍率も全職種と比べて圧倒的に高い状況で、保育人材の不足というのは深刻な状況でございます。

今年の1月時点で有効求人倍率が3倍近い状況でございます。

いくつか課題がございます。

おめくりいただきまして、3枚目のスライドなのですが、まず処遇改善の必要性として、年収が年々、若干は上がってきてはいるんですが、全産業にくらべて、100万円程度低くなってございます。

令和4年から3%の収入引き上げ措置が実施されましたが、11万程度の増加でございますので、依然として100万円近い差が全産業と比べてございます。

おめくりいただきまして、次のページなんですけど、また、こういった問題もございます。

公定価格の地域区分が実情に合わないという例もございまして、国家公務員の地域手当に準じて市町村ごとに定められているんですけれども、例えば例には埼玉県でお示ししてございますが、例えば蕨で15%、戸田で6%、和光で16%といったように、地価で比較した場合でも近隣エリアの実態に合わないという価格差が生じているのが現状で、九都県市で見ますと、隣接する地域で最大14%もの差が生じている現状がございます。

おめくりいただきまして5枚目のスライドですが、一方、採用にかかる経費が増加しているという問題もございます。

国のアンケート調査でございますが、保育人材の採用経路が一番多いのが民間の人材紹介会社でございます、ハローワークを大きく上回っているのが現状です。

その民間の人材紹介会社を利用した方の72%がハローワークでは人材確保ができなかったと。

なので民間会社を利用したと答えております。

そして、そういった方々の多くが人材紹介手数料を負担に感じているというデータがございます。

次の6枚目のスライドなのですが、そのほかの課題として宿舍の借り上げ支援に関する問題もございます。

国が定める自治体ごとの補助金額は、令和2年度に横浜市、さいたま市、相模原市、千葉市などで令和元年度の補助水準額から引き下げられまして、それ以降、首都圏の中でも地域間で格差が大きくなってございます。

7枚目のスライドをご覧ください。

また、同じ市町村内におきましても、家賃水準に地域差がございます。現在、国が定める横浜市の例ですが、横浜市の給付上限額が7万9,000円であります。

横浜市においても1カ月当たりの平均家賃が7万9,000円を上回る区というのが全体の3割弱に上っておりまして、持ち出しが増えているという現状でございます。

さらに具合の悪いことに、8枚目のスライドなのですが、国の宿舍借り上げ支援が勤続8年目で切

れてしまいますので、9年目から、それまで施設が負担していた住居費が一気に個人に降りかかると。

これは実質的に年間で100万円近い収入減という、ある意味すごい状況になってしまいますので、11万円の処遇改善では、一気に吹っ飛んでしまう。

元々全産業からは100万円近い差があると申し上げましたが、その上さらに宿舍借り上げ支援が重くのしかかっていると。こういった理由で保育士の人材の定着ってというのが難しい状況がつけられてきております。

最後の9枚目でございますが、以上を踏まえまして、次の3点、国に提言させていただきたいと思っております。

保育士の年収を全産業平均に近づくように処遇改善を行うこと。

また、国が定める公定価格の地域区分について、九都県市の実情に合わせて引き上げていただきたい。

これが1点目。

2点目が、個々の保育事業者が給付費の範囲内で保育人材を確保できるよう具体的な対策を講じていただきたい。

3点目が、宿舍借り上げ支援についてですが、九都県市における国庫補助基準額の令和元年度水準額への復元。

また、補助期間の拡充。

そして幼稚園教諭に対する宿舍借り上げ支援事業の創設をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○座長（大野埼玉県知事）

ありがとうございました。

それでは、ただいまのご提案につきまして、何かご意見等がございましたらお願いを申し上げます。

それでは、黒岩知事、お願いします。

○黒岩神奈川県知事

横浜市の提案に賛同する立場から一言申し上げたいと思います。

待機児童ゼロを実現するためには、施設整備だけではなくて保育士の確保も非常に重要だと認識をしております。

本県における令和4年1月の保育士有効求人倍率は2.00倍と高い状況が続いていることから、保育士の確保、定着に向けたさらなる取組が必要であります。

保育人材の確保策として本県では、平成27年から国家戦略特区を活用した地域限定保育士試験、これを実施しまして、新規保育士確保に努めております。

保育士の処遇改善については、給与の増額につながる研修の実施や、国に対して処遇改善の働きかけを継続した結果、令和3年度に新たに実施された3%程度、月額約9,000円ですけれども、この増額を含め、この10年間で約17%の賃金引き上げは実現をしております。

しかしながら、保育士の給与はいまだに全産業平均に比べて低く、また、本県の保育士有効求人倍率は高い状況が続いていることから、保育士の確保、定着に向けてさらなる処遇改善を国に要望していく必要があると思います。

特に保育事業者が人材紹介業者を利用する際、高額な紹介料への上限設定については、保育事業者が人材を確保するに当たり、大きな効果が見込まれることから、早期実現が望ましいと思います。

国におきまして、「こどもまんなか社会」の実現に向けた動きがある中、本県でも様々な子ども施策の検討を進めているところでありまして、横浜市の提案は時宜に適っているということから、大いに賛同したいと思います。

以上です。

○座長（大野埼玉県知事）

ありがとうございます。

そのほかございますでしょうか。

本村市長。

○本村相模原市長

提案に賛成の立場で発言させていただきます。

相模原市におきましても、保育士等の有効求人倍率が2.30倍と高く、保育人材の確保は喫緊の課題だというふうに考えています。

保育士等の処遇改善を目的として、国の給付費とは別に市単独で月額2万1,000円の助成を行っておりますが、保育事業者からは人材確保の観点からさらなる増額を求める声が上がっております。

また、保育士宿舍借り上げ支援事業につきましては、国において国庫補助基準額の引き下げや補助期間が短縮される中、従前と同じ支援をするためには差額分を本市が負担している状況であります。

さらに公定価格の地域区分につきましても、本市は隣接する八王子市や町田市と比較いたしまして1段階、2段階低い状況となっております。本市の実情を踏まえ、かねてより、国に対して引き上げを求めてるところであります。

保育人材の確保は国の責任において取り組んでいくものであり、解決のためにはさらなる処遇改善はもとより、施設の人材確保にかかる経費の考慮等、運営実態に見合った給付金の支給などに取り組む必要があります。

特に保育人材の不足が深刻な九都県市が協調して国に要望することは大変意義があり、ぜひ賛同し

たいと思います。

以上です。

○座長（大野埼玉県知事）

ありがとうございます。

そのほかにご意見ございますか。

よろしいですか。

埼玉県としても、公定価格の地域区分を上げていただき本当にありがとうございます。

それでは、皆さまからご意見がなければ、この原文のとおり要望文を確定をし、要望を行うことでよろしいでしょうか。

それでは、本要望につきましては提案者にご覧の取り扱いをよろしくお願い申し上げます。

ウ 様々な課題を抱える児童・生徒への対応強化について

（神奈川県）

○座長（大野埼玉県知事）

それでは引き続きまして、神奈川県より様々な課題を抱える児童、生徒への対応強化について、黒岩知事よりご説明をお願いいたします。

○黒岩神奈川県知事

ありがとうございます。

本県からは、様々な課題を抱える児童、生徒への対応強化について提案させていただきます。

まず1提案の背景であります、長期化するコロナ禍において児童、生徒の自殺者数は急増しております、深刻な状況にあります。

また、家族の世話や介護などの責任を引き受けている子ども、いわゆるヤングケアラーは1学級に約2人いるなど、課題が顕在化し、社会問題化しています。

このように、近年子どもたちが抱える課題はより一層複雑化、深刻化しており、これらへの対応は待ったなしであります。

次に、2現状をご覧ください。

心の内面や家庭環境など、子どもが抱える課題は自らSOSの声を上げることが難しく、表面化しにくい状況であります。

氷山に例えるならば、今後は水面下の子どもたち、つまりSOSを出せない子どもたちへの対応をより一層充実しなければなりません。

そのため、SOSを出せない子どもに対しては心理の専門職であるスクールカウンセラーや福祉の専門職であるスクールソーシャルワーカーによる積極的なアプローチが不可欠であります。

3 課題をご覧ください。

しかし現在、神奈川県では政令市を除く公立学校 1 校当たり、スクールカウンセラーは概ね月 1 日、スクールソーシャルワーカーは概ね 2 月に 1 日の配置となっておりまして、十分な状況とはいえません。

具体的には次のとおり 3 点の課題があります。

1 つ目は面談は SOS を出せる子どもたちの予約で一杯のため、児童、生徒や保護者の全てのニーズに対応できないことでもあります。

2 つ目は重篤なケースへの対応に追われ、予防教育やスクリーニング等、積極的な取組ができないことでもあります。

3 つ目は問題の解決には児童、生徒や保護者との信頼関係の構築が必要でありますけれども、限られた勤務日数では信頼関係が構築できない点であります。

こうした課題を解決するためには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの常勤職員としての配置が必要であり、常勤配置されるまでの間、非常勤配置に対する国のさらなる財政的支援が不可欠であります。

そこで 4 提案内容をご覧ください。

スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーについて、全ての学校に常勤職員として配置すること。

そして、常勤職員としての配置が措置されるまでの間、非常勤職員の配置に対する国の財政的な支援を拡充すること。

以上、2 つの項目について特段の措置を講じていただくべく、九都県市首脳会議として国に要望することをご賛同いただきたいと思っております。

以上です。

○座長（大野埼玉県知事）

ありがとうございました。

それでは、ただ今のご提案につきまして何かご意見等ありましたらご発言をお願いいたします。

では清水市長、お願いします。

○清水さいたま市長

神奈川県の提案に賛成の立場から意見を申し上げたいと思っております。

さいたま市におきましても、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るために、スクールカウンセラーまたスクールソーシャルワーカー、全ての市立小学校に派遣また配置をしているところですが、大体本市のスクールカウンセラーだと小学校に年間 20 日ぐらい、また中等教育学校、特

別支援学校に年間という40日間ぐらい勤務ということで、児童、生徒のカウンセリング等を通じて健全な児童、生徒の育成を図っているところでございます。

スクールソーシャルワーカーについては今、年間185日勤務して、児童、生徒の置かれた様々な環境に働きかけをして支援を行っているところでございます。

また、独自の取組として、さわやか相談員を全ての市立中学校、また中等教育学校にも配置をさせていただいているなど行っているとこなんですけども、様々な課題を抱える児童、生徒が非常に増えてきている中で、幅広い、また専門的な対応ができる、そういった人材の確保、あるいは常勤化というのが非常に重要だというふうに私たちも考えております。

ぜひ財政措置を含めた国からの支援、専門的な支援が非常に必要だと思いますので、ぜひ九都県市として要望していただきたいというふうに思っております。

○座長（大野埼玉県知事）

ありがとうございます。

そのほかございますでしょうか。

では熊谷知事。

○熊谷千葉県知事

我々千葉県としても、神奈川県提案に大いに賛成をいたします。

ほんとにこの間、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、千葉県としても増員に努めてきておりますけれども、まだまだ全ての学校に十分に配置しきれないのが実態であります。

資料の中でもありましたとおり、コロナ禍の中で、子どもたちの環境というのも、我々の時代以上に非常に厳しいものがあるというふうに思っておりますし、また、病気もそうですし、メンタルもそうですけれども、早く発見をして早くケア、安定化させることが一番であります。

今もスポーツの世界、どの世界もメンタルの部分が非常に注目されている中で、心のケアだけではなくて、学力の向上のためにもそれぞれの子どもたちや保護者が安定した状態で学校に臨めるという状態が極めて重要だというふうに思っております。

非常勤を増やしていても、これ以上はなかなか人材の確保も難しい状況になってきております。

そういう意味では、コアな人材は常勤で、しっかり安定した状態で雇用されるという状況が必要だというふうに思っておりますので、国に対して九都県市で強力に要望していくということが重要だというふうに考えて賛同させていただきます。

○座長（大野埼玉県知事）

ありがとうございます。

そのほかよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、ただいまのご提案につきましては、原文どおり要望文を確定することよろしゅうございますか。

ありがとうございます。

それでは要望の提出につきましては提案者によろしくお願いを申し上げます。

エ 学校における医療的ケア児支援の充実について

(川崎市)

○座長（大野埼玉県知事）

それでは、引き続きまして川崎市からの学校における医療的ケア児支援の充実について、ご提案につき福田市長よりご説明をお願いいたします。

○福田川崎市長

ありがとうございます。

川崎市の提案は、学校における医療的ケア児支援の充実についてでございます。

まず医療的ケア児の現状といたしまして、厚生労働省の推計によりますと、全国の医療的ケア児はおよそ2万人と推計され、平成23年から令和2年までの10年間で約1.4倍となっており、増加傾向にございます。

次に学校における医療的ケア児の現状として、文部科学省の資料によりますと、左側のグラフ、青い線ですが、全国の特別支援学校に在籍する医療的ケア児は平成22年から令和3年の間に約15%の増加となっています。

また、右側のグラフ、青い線ですが、幼稚園、小中学校、高等学校に在籍する医療的ケア児も平成27年から令和元年の間に1.7倍となっており、ともに増加傾向にございます。

本市におきましても、市立学校に在籍する医療的ケア児は増加傾向にあり、グラフの青い線ですが、医療的ケア拠点校に位置づけている特別支援学校においては、平成26年度の1名から令和4年度には16名に増加しており、人工呼吸器を必要とする児童、生徒も3名在籍しております。

また、グラフの黄色の線ですが、その他の市立小中学校等においても11名から29名に増加しています。

こうした傾向は首都圏の各都縣市においても同様であると考えております。

こうした中、令和3年9月に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行されました。

同法においては、地方公共団体や学校設置者の責務、教育を行う体制の拡充などが規定されており、それぞれの主体的な取組が求められております。

また、国においては同法の趣旨を踏まえ、医療的ケア看護職員の配置等に対する支援施策などが実施されています。

各都県市においても、学校における医療的ケア児支援の充実に向けて様々な取組を行っていますが、課題も多い状況にあります。

本市における取組の課題とする今後の方向性といたしまして、高度の医療的ケアを必要とする児童生徒の増加に対し、学校看護師の安定的な確保などにより、学校における支援体制を強化する必要があります。

また、医療的ケア児の送迎にかかる保護者の負担軽減を図るため、福祉車両等の通学車両を確保するとともに、安心、安全に支援ができる運行体制を構築する必要があります。

学校の設置者が医療的ケアを必要とする児童生徒に対する適切な支援を行い、一人一人の教育的ニーズに的確に応えられる体制を構築することは九都県市共通の課題となっており、国と地方公共団体が連携して取組を推進していく必要があります。

以上のことを踏まえ、次のとおり国へ働きかけてまいりたいと考えております。

1つ目として、医療的ケア看護職員等の配置にかかる財政支援を拡充するとともに、医療的ケア看護職員をいわゆる義務標準法において教職員定数に位置付けるなど、学校における看護師の安定的な配置に向けた必要な措置を講ずること。

2点目として、医療的ケア児の通学支援に向けて地域の実情に応じた財政措置を講ずること。

この2点でございます。

川崎市からの提案は以上でございます。

○座長（大野埼玉県知事）

ありがとうございます。

それでは、本件につきまして何かご意見等ございましたらお願いを申し上げます。

神谷市長、お願いします。

○神谷千葉市長

川崎市のご提案に賛同の立場から市の状況をお話しさせていただきたいと思っております。

千葉市でもスクールメディカルサポート事業として、市立学校に在籍する医療的ケア児に看護師を派遣しています。

保護者の就労支援、児童生徒の学習の保障につながっていると思っております。

今、看護師を増やしてきておりますけれども、対象ケア児が増えること、また看護師が増えていくことで、看護師とのコーディネート業務も増えてまいりますし、また指導医、主治医との連携業務も膨らんできておりまして、組織的に対応していく必要があるんじゃないかと思っております。

国において、定数化などを検討する際には、業務の実態を踏まえたものにしていただく必要があるのではないかというふうに思っております。

千葉市でちょっと課題になってますが、今の看護師の市の雇用形態ですと、宿泊学習に対応できない事例がございまして、養護教諭などもやりくりしながら、なんとか宿泊学習についても参加できる形で配置しておりますけれども、定数化することで解決できるきっかけになるというふうに思っておりますので、こうした学習機会について、学校にいる時間だけではなくて、体験学習などについても実施できるようにしていくことが重要ではないかというふうに思っております。

また、医療的ケア児の通学に関しても、保護者の負担がかなり重くなっておりまして、支援の必要性を切実に感じております。

その意味でも、今、課題となっている事項が要望事項に入っていると思いますので、全面的に賛同させていただきます。

ありがとうございました。

○座長（大野埼玉県知事）

ありがとうございます。

ほかには、黒岩知事、お願いします。

○黒岩神奈川県知事

ありがとうございます。

川崎市の提案に賛同する立場から一言申し上げたいと思います。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律、これが制定されまして、各学校における医療的ケアの体制整備が求められていますが、医療的ケア児の通学にかかる財政措置が不十分であるなど、国の支援が十分といえない状況であります。

また、国においては医療的ケアを行う看護師について学校職員に位置付けたものの、常勤職員として配置できるよう措置されていないことから、本県としても医療的ケア児の支援に課題を感じています。

本県の県立特別支援学校では国の補助制度を活用しまして、看護師を57人から69人に増やし体制の強化を図っております。

また、特別支援学校においてはスクールバスや福祉車両等を利用し、看護師が同乗することで医療的ケア児の通学を支援する医療的ケア児通学支援事業を試行実施しております。

しかしながら、今のコロナの流行により医療体制のひっ迫などの状況によって看護師は不足しているため、これ以上の拡充は容易ではございません。

そこで、神奈川県は独自のやり方をとってるところではありますが、ちょっとこのスライドを見てい

ただきたいんですけども、朝日新聞の「私の視点」というところに10月7日、私自身が投稿した記事でありますけども、医療的ケア児の学校生活、救急救命士を活用して支援をとったことであります。

これは、救急救命士というものができて30年以上たつんですけども、当時は消防の職員にならなければ救急の医療ができないことがありましたけども、30年たって、昨年から外来でも働けるようになりました。

つまり、やっと医療関連職種として認知されるようになったわけであります。

そこで、我々神奈川県は以前から救急救命士特別採用、これをつくって県庁職員として21名、これを雇用しております。

そして、彼らは今、3人、試行的に特別支援学校に配置をしております。

県庁職員として配置をしているわけで、そこで彼らは事務職員として働きながら、たんの吸引等々、特定行為、これができるように今、実地研修を受けているところであります。

これは学校、特別支援学校の先生と同じなんですけども、ある1人の生徒さんにこの支援、特定行為といったもの、一個一個認定されていくという、そういう仕掛けなんですありますが、できないことはない。

だから一個一個やってるんですけども、ナースが配置されれば、ナースは全部できちゃうんですけども、学校の先生扱いということでやっています。

それで、今この救急救命士がちゃんと活用できるように、今、準備をずっと進めているところであります。学校では、特別支援学校では彼らはその支援にあたっているという状況になっておりまして、今後は、通学のバスの中でもこういった支援ができるようにということ、これを国に対して働きかけていこうと思っているところであります。

こういった様々な取組があると思いますけども、しかし今、これはこれとしながら医療的ケアを必要とする児童、生徒に対して適切な支援を行って、1人1人の教育ニーズに応えられる体制、構築するためには、地域の実情に応じた国によるさらなる支援が不可欠でありまして、川崎市の提案に賛同したいと思います。

○座長（大野埼玉県知事）

ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

ちなみに、黒岩知事のご意見は通学バスの中での活用、これはこれとしてというのは、ここに入れることとは別ということでしょうか。

○黒岩神奈川県知事

ここでまた議論しませんから、突然だと皆さんちょっと唐突だと思われるので、今後の検討課題にさせていただければと思います。

○座長（大野埼玉県知事）

分かりました。

それでは先ほどのご説明にございました川崎市の提案につきまして、原文どおりでの要望書の確定ということによろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは本件の要望につきましては提案者をお願いを申し上げます。

よろしく願いいたします。

オ マイナンバーカードの普及促進及び活用の推進について

（さいたま市）

○座長（大野埼玉県知事）

それでは、引き続きましてマイナンバーカードの普及促進および活用の推進について、さいたま市、清水市長よりご説明をお願いいたします。

○清水さいたま市長

さいたま市からの提案はマイナンバーカードの普及促進および活用の推進についての要望でございます。

資料に従ってご説明をしたいと思います。

マイナンバーカードにつきましては、令和4年度末までにほぼ全国民にいきわたるという方針の下に政府および各自治体において様々な普及促進の取組が行われております。

また、併せてマイナンバーカードが円滑に交付できるように政府の財政支援によりまして事務処理体制の強化策が実施をされているところであります。

このような政府、自治体を上げた普及促進の取組によりまして、令和3年度、4年度にマイナンバーカードの交付が大幅に増加をしたために、更新時期となる令和13年度14年度に更新手続きの増加が見込まれます。

また、その間につきましても、カードの交付、また電子証明書の更新業務等の事務処理体制を継続的に維持する必要があり、引き続きの財政支援が求められております。

また、マイナンバーカードは社会全体のデジタルトランスフォーメーションを進める上で重要なデジタル基盤であることから、カードの取得促進および継続的な利活用に資するサービスの提供が求められております。

特に住民にとって利便性が高いと感じられるように、マイナポータルのさらなる活用、また魅力あるサービスの拡充が今後一層重要になると考えます。

これに関連しまして、政府が令和4年度中の運用開始を目指す引っ越しワンストップサービスを取り上げたいと思います。

これはマイナポータルを通じまして、引っ越しに伴う手続きのワンストップ化を図るものですが、転入者の多い首都圏の自治体にとっては、市民の利便性向上と行政の業務効率化という両面が大変重要であります。

ただし、このサービスのうち、転入手続きにつきましては、転入者がマイナポータルを通じて事前情報を送って、それを元に転入先自治体が事前準備を行うというものでございますが、手続き自体が実質的に簡素化されるものになってはおりません。

また、その事前情報は国民年金や国民保険の加入規模、介護認定や障がい者手帳の有無などといった簡易なものでございまして、詳細な資格情報や認定状況が分からない状態では、可能な事前準備も決して多くはございません。

マイナンバーカードによる利便性向上に資する、真に資するものとなるためには、各業務システムとの連携強化等を通じた手続きの簡素化がより図られることが重要であると考えております。

以上から、マイナンバーの普及促進と利活用の推進に関して次のように要望したいと思います。

マイナンバーカードの交付や更新等にかかる事務経費につきましては、令和5年度以降も必要な財政支援を講じること。

また、今後はマイナンバーカードにより活用できるサービスの拡充を図るとともに、十分な財政的措置を講じること。

さらに、引っ越しワンストップサービスにつきましては、住民の利便性向上と業務効率化に資するものとなるよう、各業務システムとの連携等、今後具体的な方針を早期に示すこと。

さいたま市からの提案は以上でございます。

ご支援をよろしくお願いいたします。

○座長（大野埼玉県知事）

ありがとうございます。

ただいまのご提案につきまして何かご意見等ございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、ご提案の原文のとおり要望文の確定ということで、皆さまご了承いただけますでしょうか。

それでは、要望書につきましては提案者におとりはからいをよろしくお願いいたします。

カ 休日の部活動の地域移行に向けた取組への支援について

(相模原市)

○座長（大野埼玉県知事）

引き続きまして、休日の部活動の地域移行に向けた取組への支援につきまして、相模原市、本村市長よりご説明をお願いいたします。

○本村相模原市長

よろしく申し上げます。

相模原市からは、この記載のとおり休日の部活動の地域移行に向けた取組への支援について国に要望することを提案させていただきます。

スライドをご覧くださいまして、部活動を取り巻く状況ですが、公立中学校では1985年から35年間で生徒数は約5割まで減少しております。

一方、1校当たりの運動部活動の設置数は2007年以降、ほぼ横ばいの状態です。

このため、1部活当たりの生徒数が減少することとなり、学校単位の部活動に課題が生じております。

次に、教師の業務負担の現状でございますが、OECD経済協力開発機構の調査では、日本の教師が世界一長時間労働となっており、表の一番下でございますとおり、課外活動の指導時間がOECDの参加国の中で最も長くなっております。

こうした中、部活動の地域移行につきましては本年6月および8月に国から提言が出されたところ です。

提言では休日の部活動を段階的に地域に移行すること、令和5年度から3年間で改革集中期間として位置付けること、子どもたちのスポーツ、文化芸術活動の機会を確保、充実すること、地域と学校の連携・協働を推進することが示されております。

部活動の地域移行につきましては、これまで学校が担ってきた部活動の大転換点であり、部活動を地域のスポーツ、文化芸術活動に移行していく大きな改革であります。

これらのことから、部活動の地域移行につきましては、国に対して主に5つの観点から要望したいと考えております。

1つ目は、推進計画の策定です。

この計画の策定に向けては人材や財源の確保など、全国共通の課題に対応するとともに、学校の働き方改革や生徒の活動機会の確保の両立を実現する必要があります。

そこで、国において全国共通の課題等を踏まえた基本的な在り方を示すこと、また学校の働き方改革や自治体の実務を踏まえた、生徒の視点に立った持続可能な制度設計を要望します。

2つ目は生徒の多様なニーズへの対応です。今後も技術を高めたい、活動を楽しみたいといった生徒の多様なニーズに答えていく必要があります。

そこで関係団体や大会主催団体等と十分連携した上で、生徒の活動機会や多様な成果発表の場が確保される在り方を検討するよう要望いたします。

3つ目は家庭における費用負担の在り方です。地域移行後は指導者に適切な対価が必要となることなどから、自治体や地域によって各家庭の活動費の負担に格差が生じる懸念があります。

そこで各家庭の負担に格差が生じない費用負担の在り方を示し、また生活困窮世帯の生徒の活動機会確保のための万全の措置を講じることを要望します。

4つ目は十分な財政措置です。

部活動の地域移行には多大な費用がかかります。

そこで自治体に対する十分な財政措置を要望します。

5つ目は持続可能な制度設計です。

自治体の規模や財政力などにより生徒の活動機会の確保に格差が生じる可能性があります。

そこで地域移行後においても継続的、安定的な運営が可能となるよう、永続的な財政措置を前提とした制度設計を行うよう要望します。

最後に、私たちは未来を担う子どもたちのために様々な経験や体験ができる環境を整える必要があります。

そのために、国や自治体、学校や地域が一体となり、最大限可能な支援を考えていきたいと思えます。

相模原市からは以上でございます。

○座長（大野埼玉県知事）

ありがとうございます。ただいまのご提案につきまして何かご意見等ございましたらお願いを申し上げます。それでは山中市長、お願いします。

○山中横浜市長

本村市長のご提案に賛同の立場から少しコメントをさせていただきます。

働き方改革の観点からも、生徒さんにも教師にも無理のない取組が必要ですし、それを可能にする地域移行というものが求められているわけですが、本村市長のご説明の中にもございました負担の在り方について、公的に負担をしていくのか、追加の保護者負担を求めることになるのかという大きな方針を国に早急に示していただく必要があるかと思えます。

ちなみに、本市は国の事業を活用いたしまして、1部活当たりの移行費用を試算いたしました。

1部活動当たり年間で約50万円程度移行費が発生いたします。

本市の場合は全ての中学校で148校ありますので、3,000以上の部活がございまして、単純に1部活動当たり年間50万円と試算しますと15億円以上の追加の費用が発生するという試算が得られておりま

す。

ですので、わが国の部活動にかかる大きな方針となりますので、国にぜひ早急に考え方を示していただくことを要望いたしまして、本村市長のご提案にも賛同いたします。

○座長（大野埼玉県知事）

ありがとうございます。

そのほかいかがでございましょうか。

清水市長、お願いいたします。

○清水さいたま市長

私も相模原市さんの提案に賛同する立場からお話をしたいと思います。

さいたま市でも、これまでスポーツを柱としたまちづくりを進めてまいりまして、特に部活動との関連で言いますと、ICTであるとかアプリなど、スポーツテックを用いて運動部活動の教育的価値を高めるとともに、データと理論に基づく適切な指導をしていこうということで、環境づくりだとか取組を行ってきました。

また、休日の部活動の地域移行についても、令和3年度からスポーツ庁の事業を活用しながら土日の指導者派遣等に取り組んできておりまして、今年度は13校に12人の方々を派遣をして事業を行ってきているわけですが。

また、令和3年度には経済産業省、「未来のブカツ」実証事業によってプロのスポーツチームからの指導者派遣、また生徒、保護者、教員への大規模なアンケート分析なども行わせていただき、また様々なチャレンジを行っているところですが、こうした取組をやっている中で、市町村だけで解決できない課題も山積をしていると実感をしています。

例えば地域におけるスポーツ・文化・芸術活動を統括をして、主体的に管理、運営を行う団体の在り方であるとか、あと、横浜市長さんからもご指摘ありましたけれども、財源。これは今まで教員の、ほんのわずかな手当だけで実質ボランティアに近い状況で成り立っていた部活動が、これを地域に移行するとはいっても、その分お金を払ってやっていただくというようなことになるわけですので、そういった財源増に政府も、これは役割分担もそうですし、金額設定も含めて、また指導者の量と質の担保、また大会、現在行われている様々な大会の運営の在り方など、どの地域にも共通した課題があるというふうに思っておりますので、そうした要望をしっかりと行っていくということは大変重要だと思います。

今、さいたま市辺りも部活動入っている方の、生徒の割合って非常に高いものがありますので、その数、それを前提として地域に移行するとなると、かなりの財源、あるいは指導者、ほんとにたくさん課題が見えてきて、なかなかこれ容易じゃないなというのを実感として思っております。

ぜひ九都県市としての声を共同で発していければと思いますので、よろしく願いいたします。

○座長（大野埼玉県知事）

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、すいません、横浜市、さいたま市、両方からございました財源についての考え方、財源の手当と役割分担につきましては、これは相模原市のご提案の4ポツに含まれてるという理解、それとも新たに何かありますでしょうか。

よろしいですか。

それでは原文どおりということで皆さまいかがでございましょうか。

ありがとうございます。

それでは要望につきましては提案者をお願いを申し上げたいと思います。

ありがとうございました。

キ 外国人との共生社会の実現に向けた取組について

（千葉市）

○座長（大野埼玉県知事）

次に、千葉市より外国人との共生社会の実現に向けた取組についてご提案がございましたので、神谷市長、説明をお願いいたします。

○神谷千葉市長

千葉市からは外国人との共生社会の実現に向けた取組についての提案です。

外国人人口ですけれども、継続して増加をしております、右の図を見ていただきますと1都3県の外国人人口の割合42%です。

総人口の1都3県の割合は29%ですので、1都3県に集中していることが分かっています。

これは千葉市の状況ですけれども、だんだん外国人人口増加しております、日本人の人口は、日本国籍の人口は減少しつつも外国人の人口は増えて、割合が増えています。

コロナ禍でどうなったかということなんですけども、今年の9月末時点では千葉市の外国人市民数は3万人を超えていまして、全人口の3%を超えました。

コロナ禍でも拡大をしています。

地域では次のような課題が出ておりますが、行政窓口、病院、就労といった場面で通訳や翻訳の支援ニーズが増加しております。

また、ごみの出し方ですとか生活音などをめぐって、実態としてトラブルが生じておりまして、自

治会などからの相談が多くなっているのが実情です。

これは主な外国人施策にかかる千葉市の財政支出の状況ですけれども、全体で令和3年度、3億円強かかっておりまして、国費は7,700万で全体の4分の1程度となっています。

課題と思っているのは3点ございまして、一番上の多文化共生推進事業関係経費ですけれども、これは外国人向けの一元的相談窓口関係費用ですが、これは補助金が外国人住民数が5,000人以上の自治体については一律1,000万になっていまして、政令市の規模に見合ったものに全くなっていないというのが課題だと思っています。

総合窓口機能というのは基本的な対策ですので、その重要性は高いと思います。

補助金の上限額は国の責任で自治体の規模に見合ったものにしていただかないといけないと思っております。

また、保育所におきましても外国人児童や保護者への対応が大きな課題になっていまして、千葉市では職員3名手当しておりますが、今回、厚生労働省が概算要求しているということでありましてけれども、一刻も早く財源確保をしていただきたいと思っております。

また、夜間中学、千葉市も来年春に開校しますけれども、外国人の日本語教育の実体的な場所になっていると思っております、これにつきましても入管政策の関係で財源的にも国が果たす役割を果たしていただきたいと思っております。

現在、入管法の改正案が議論になっておりますけれども、今、いったん提出されましたが取り下げになってまして、現在も検討が進められています。

背景には送還忌避者の増加と長期収容問題がありまして、これらの解決策として収容を地域で代替する監理措置制度が提案をされています。

グラフを見ていただきたいんですけども、収容令書を出された人数はグラフの一番上で増えていきますけれども、一番下の1日当たりの収容者数自体は減ってきておりまして、結果、仮放免になっている方の人数が増えておりまして、法務省のほうでいわゆる政策の転換をして、施設から地域で見えていく、そんな方針が見て取れると思います。

以上を踏まえて課題ですけれども、監理措置制度、仮放免制度に代わるというふうに考えておりますけれども、運用方針について自治体に対してしっかりと事前に説明をしていただきたいというふうに思います。

また、仮放免相当の事案であると思っておりますけれども、在留外国人の増加とともに監理措置の対象になる方が増えていった場合には、行政サービスとして自治体の負担も増えてくることも懸念されますので、そういった面での財政措置をしっかりと確保していただきたいというふうに思っております。

今年6月の関係閣僚会議で共生社会の実現に向けたロードマップというのが決定しておりまして、これから5年間に取り組む方策が示されています。

政府一丸となって自治体とも協力をしながら共生社会の実現に向けた環境整備をしていくというこ

とについては異論がないんですけれども、自治体が実施主体となる事業については表に示したとおりでございます、国の支援は限定的と言わざるを得ないと思っております。

参考までに多文化共生にかかる外国の事例も少し挙げてみました。

例えばドイツではドイツ語能力ですとか歴史や選挙制度、自由民主主義といった価値観を学ぶ統合講習が国の責任で実施をされています。

フランスにおいてもフランス語、また社会参画に必要な知識を国が外国人に対して研修する制度もありまして、入管政策に対していったん受け入れた後も国が責任を持って様々な事業を行っている実例がございます。

国策として在留資格を与える数を増やしていくということであれば、国においても一定の責任を果たしていただく必要があるのではないかというように思っております。

以上を踏まえまして、次の3点について国に働きかけをしていきたいと思っております。

1つ目は、中長期に在留を希望する外国人に対しまして、日本語や日本の社会制度、生活様式を学ぶ機会をぜひ提供する制度を構築して、その上で必要となる多言語対応や通訳の支援を含めまして自治体が担う事業につきましては十分な財政措置を確保したいというふうに思います。

2点目ですけれども、在留が認められない外国人への監理措置制度については、今後運用の方針を自治体の意見を十分聴取した上で慎重に進めていただきたいということと、仮に監理措置の対象となる外国人に対して自治体が行政サービスを提供する必要がある場合には、十分な財政措置をしていただきたいというふうに思っております。

また、ロードマップで示された事業についても十分な財政措置が必要です。

在留資格を与える国の入管政策でありまして、いったん入国させた後、あとは地域での対応が前提となっているように見えるところが多々感じられます。

事業の内容、また財政措置ともに、かなりの地方負担が前提となっているというふうに思います。

ここの外国人の滞在が増加する前に、地域で生活していく外国人への対応について国としてしっかりと責任を果たすことを要望する内容とさせていただいております。

ご意見よろしくお願いたします。

○座長（大野埼玉県知事）

ありがとうございました。

それでは本件に関しまして川崎市長、お願いします。

ありがとうございました。

○福田川崎市長

ありがとうございます。

賛成の立場から発言をさせていただきたいと思います。

千葉市さんと同じように、今年に入ってから外国人の数って急速に伸びてきていて、本市も4万5千人を超えて、だいたい人口の3%を超えたというふうな状況でございます。

4年ぐらい前だったと思うんですけど、外国人材、高度人材を入れようといったときの、あのときには共生社会どうやってつくっていくかって国も上げていろんな議論が出されたと思うんですが、ややコロナの影響もあって、また外国人が母国に戻ってしまったということもあって、やや総合対策というふうなのをあまり大きな議論になってこなかったというふうに思うんですけども、まさにこの教育の部分だとか、人が入ってくるんであって、物が入ってくるわけではないので、今、千葉市長がおっしゃったように入管制度で入ってくる、でもその受け止めは地域よというふうなところで、その財政措置というのははっきり言ってしっかりされてないというふうに思っています。

ここで九都県市でしっかりと要望していくことが大切だというふうに思っております。

賛成です。

○座長（大野埼玉県知事）

ありがとうございます。

ほかはいかがでございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは千葉市からのご提案につきましては要望文どおりということで決定させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、要望につきましては提案者によりしくご提案をいただきたいと思います。

ク 気候変動に対応した豪雨対策について

（東京都）

○座長（大野埼玉県知事）

次になりますけれども、東京都より気候変動に対応した豪雨対策についてのご提案がありますので、小池知事からご説明をお願いします。

○小池東京都知事

これまで各県市からそれぞれ地元、地域のニーズに即した様々なご提案をいただいております。

東京都としてそれぞれの提案に賛成申し上げたいと存じます。

東京都から提案する件は、今、資料に出ておりますように、画面に出ておりますように気候変動に対応した豪雨対策というものでございます。

言うまでもありませんけれども、今年だけでも世界中で豪雨がどれだけ多くの災害、被災者をもた

らしたとか、死者をもたらしたとか、海外を見ましても、パキスタンの例もございますし、またハリケーンの関係もありますでしょうけれども、マイアミなど、ほんとに惨憺たる状況になっている。

そして近年、国内各地で毎年のように大規模な水害が発生しているのは人ごとではないと思います。

首都圏におきましても、令和元年、15号と東日本の台風、これまで整備してきた施設が浸水被害の軽減に一定の効果を発揮したものの、県境を越えて、河川というものはそういうものでございますので、河川、そして沿川で広く水害による被害が発生をしたところはまだ記憶に生々しいところございます。

こうした被害を防ぐために、これからハードの対策だけでなく、自然地の遊水機能の保全や活用、また水害リスクを踏まえたまちづくりの計画などへの反映も必要でございます。

一方で、これからまたCOP27も来週から開かれるところでございますけれども、IPCCの報告でも、パリ協定の目標を踏まえたシナリオでは2050年頃までに平均気温は1.5から2.0程度上昇するとの予測、これはまた様々な科学的知見が集まると、前倒しになったりすることも十分考えられます。

また、国によつての予測でも、平均気温が2℃上昇する場合には、雨の量、降雨量が今の1.1倍になるという、このような予測がされております。

こうした気候変動の影響で私たちはこれまで経験したことの、最近の気象庁の言葉も経験したことのないとか、命を優先してと、非常に言葉に困ってる様子がいつも感じられるんですが、本当に想定を超える被害、そしてそれをちゃんと都民、県民、市民の命をどうやって守っていくかって、ほんとに喫緊の課題になっているわけでございます。

都におきましては、「東京都豪雨対策基本方針」の改定に向けた検討を進めておりまして、また河川、下水道の整備、貯留浸透施設の設置などの流域対策などについて検証しまして、今後の対策を定めるということをしております。

備えるべきは豪雨対策だけではなく、また多くの災害や新型コロナウイルスなど、これに加えて感染症ということも考えなければならない。

ハードとソフト両面の取組を行って、住民の安全安心を確保するための「都市強靱化プロジェクト」も、これまだ仮称でございますけれども、その策定も進めているところでございます。

さて、河川を共にする九都県市でございます。

流域一帯で、また豊かな森林や肥沃な大地も共有しているわけでございますし、こうした自然の恵みを利用しながら農業や林業が行われることも事実であります。

すなわち、今後の治山治水をどう行っていくのか、自然との共生をどうするのかということも大きな課題になっております。

これらのことを共有している首都圏でございますので、様々な都市機能が集積をし、人、物、情報、活発に行き交う毎日でございます。

一体的な生活・経済圏を形成しているわけで、ひとたび大規模な豪雨災害が発生しますと、都県、そして市を越えた甚大な被害の発生となり、そして重大な影響を住民に及ぶと。

それを考えますと、防災への取組は河川の流域などでの、まさに広域的な対応が必要、その象徴であるかとも思います。

時間や財源を要するとともに、加えまして、浸水対策などへの住民の理解、協力など、様々な課題がございます。

よって、すでに九都県市で広域災害などの発生に備えました連携協定を締結するなど、すでに都県境を越えました体制整備も進めておりますけれど、ここはこれまで以上の連携が必要だというふうに思います。

これまでの豪雨対策の取組の状況、知見の共有、将来の気候変動の影響、これらを含めた対策の検討状況の共有などについて、ぜひ改めて、さらに段階もう1段、2段、場合によっては上げるぐらいの取組を共同して進めていく必要があるのではないかと。

そのことを国への提案というよりも、むしろこの九都県市の中でそういった取組をより実効性のあるものにしていく、またいかねばならない、このことを提案させていただきたいと存じます。

以上です。

○座長（大野埼玉県知事）

ありがとうございます。

それでは、ただいまのご提案につきまして何かご意見等ございましたらご発言をお願いします。

それでは、千葉県知事よりお願いいたします。

○熊谷千葉県知事

東京都の提案に賛同いたします。

各都県市の取組状況や知見を共有することは今の時代、極めて重要だというふうに思っております。

このスライドの中で3年前の東日本台風の被害が紹介されましたけれども、私ども千葉県はその後、3年前の10月に房総半島を中心とした集中豪雨に襲われまして、4,000棟以上の被害、10名以上の死者を出すという、大変大きな豪雨被害を経験いたしました。

それを受けて、我々も流域治水のプロジェクトを全国に先駆けて実施をしていこうということで、今、一宮川水系といわれている茂原、外房の辺りの水系、集中的に市町村と一緒に取り組んできておりますけれども、そうした中で、我々千葉県は都市部に加えて農山漁村を抱えている、ある種日本の縮図的な地域でありまして、内水氾濫対策のようなものに加えて、田んぼをダムに活用するという、田んぼダム事業も実施をしておりまして、そういう意味では都市部的な対策と、そうしたまさに地方、田舎の底力を活用した事業、両方を我々は今展開をしているところでありますので、ぜひこの都県市

の中のそれぞれの取組を共有させていただいて、我々千葉県が取り組んでいることも共有をさせていただいて、この首都圏が災害に強い、そしてまた首都機能を維持していく、そうした一助になればなというふうに思っています。

大賛成でございます。

○座長（大野埼玉県知事）

ありがとうございます。

山中市長、お願いします。

○山中横浜市長

小池知事のご提案に賛同いたします。

本市におきましても令和元年に台風15号のほうですが、東京湾沿いの臨海部で護岸の崩壊、それから産業団地の高波の浸水、それから住宅への浸水被害など、多々被害が発生しました。

ちょうど今、本市でも新たな中期計画を作っているんですが、集水域から氾濫域にわたる流域に関わる国、都道府県、市町村、企業、住民等々、あらゆる関係者が一体となって取り組んでいく流域治水に向けた、より強固な取組を目標として掲げております。

今後、時間降雨量約60ミリ対応も含めた河川整備とか、グリーンインフラの活用などに向けて取り組んでいくところでございます。

こういった従来の治水対策に加えて、より広範囲の深度化した対策が必要になるという状況からも、ぜひ九都県市での共同研究、大賛成でございます。

○座長（大野埼玉県知事）

ありがとうございます。福田市長、お願いします。

○福田川崎市長

私どもも先ほど資料の写真ありましたけれども、丸子橋のところ、東日本台風の時大変な被害を受けまして、小池知事からも物資の提供をはじめいろんなご協力をいただいたところです。

あれ以降も、本市をはじめとして多摩川流域の自治体、東京側のいろんな区だとか市だとかっていうの勉強会もいろいろさせていただいて、国の河川事務所なども含めてやらせていただいておりますけれども、ほんとにああいう広域な流域の連携ってすごく大事ななというふうなのをすごく感じています。

なんとなく、今までは河川の話といっても目の前の自分のところのまちの話を言うんですけども、それではあまり効果的じゃないよねというふうなのをみんなが共有できて、どういう対策をとれば最

も効果的な流域の人たちを守れるのかと、そういった意識に首長自身も変わっていったというふうに思います。

そういう視点では、九都県市でみんなで考えていくという枠組みというふうなのは大変重要だというふうに思いますし、ぜひそれぞれの自治体の知見というふうなのを共有させていただければというふうに思っています。

○座長（大野埼玉県知事）

ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

埼玉県といたしまして、私ども比較的上流に位置してるものですから、下流からやはり治水を進めていくとか、そういった全体の問題もあるので、ぜひ私どもとしても賛成をさせていただきたいと思っております。

それでは、本件につきましては共同で今後共通の課題、あるいは広域的な課題について気候変動に対応した豪雨対策についてとして九都県市での検討会を設置し、議論を進めたいと考えますが、いかがでございましょうか。

ありがとうございました。

それでは、本件につきましては今後の進め方につきましては、ご提案をいただきました東京都を中心に検討を進めていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

4 協議

（1）地方分権改革の推進に向けた取組について

○座長（大野埼玉県知事）

それでは、続きまして議事の4になりますが、協議事項、地方分権改革の推進に向けた取組についてでございますが、内容につきまして事務局の説明を求めます。

○事務局

それでは資料4、地方分権改革の推進に向けた取組についてご説明申し上げます。

資料の3ページをご覧ください。

まず上段の検討の経過でございます。

同欄の検討の必要性を踏まえ、国等の動向を注視しつつ九都県市として意見を表明すべき事項の検討を行ってまいりました。

次に下段の検討の成果、今後の取組案でございます。

4 ページ以降のとおり、要求文案を取りまとめ、今後は政府や国会議員への要請活動、機会を捉えた意見表明などを適時適切に対応していくこととしております。

続けて要求文案についてご説明いたします。

本案は今年春の要求文を基に、昨今の動向等を踏まえ追記、修正したもので、変更した部分を黄色で着色しています。

本日は主な変更点についてご説明いたします。

初めに5 ページのローマ数字Ⅰ、真の分権型社会の実現、(2) 更なる義務付け・枠付け等の見直しでございます。

先般の骨太の方針2022で国と地方の新たな役割分担について計画策定の見直しが掲げられたこと、議員立法も含め計画等の策定を求める法令の規定や通知は原則として新たに設けないことなどの文言を追加しております。

次に6 ページから7 ページの(5) 国の政策決定への地方の参画でございます。

感染症対策の司令塔機能を担う内閣感染症危機管理統括庁(仮称)の設置等について、地方自治体と緊密な連携を図って体制を整備することなど、文言を追加しております。

最後に10 ページ、ローマ数字Ⅱ、真の分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築、(1) 地方税財源の充実・確保のケ、個人事業税における課税対象事業の限定列举方式の見直しでございます。

個人事業税の課税対象事業が地方税法および同法施行令に70業種が限定列举されておりますが、事業形態が多様化する等の現状にそぐわないことから、課税対象事業を限定列举する現行の方式を見直し、事業所得または不動産所得を有する全ての事業を課税対象とするよう本項目を新設いたしました。

説明は以上でございます。

○座長(大野埼玉県知事)

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました地方分権改革の推進につきまして、ご意見があればご発言をお願いいたします。

よろしゅうございますか。

もしよろしければ、今日のこの協議事項につきましては原案のとおり国へ要望させていただきたいと思っております。

その際には本県に要望活動につきましてはご一任させていただきたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

ありがとうございます。

それでは、そのように進めさせていただきたいと思っております。

5 報告

(1) 委員会等における検討状況等の報告について

○座長（大野埼玉県知事）

続きまして、議事の5、報告事項（1）になりますが、委員会等における検討状況等の報告につき事務局の報告を求めます。

○事務局

それでは、委員会等における検討状況について報告をさせていただきます。

資料5、第82回九都県市首脳会議、報告事項の概要をご覧ください。

この資料は資料6の報告書本編の概要版になっております。

本日はこの資料に沿ってご説明申し上げます。

報告事項の1、主なものについてご説明いたします。

まず1ページ目の（1）首都圏の再生についてです。

国の大都市圏制度等に関する動向を把握するため、情報の収集や共有を行うとともに、東京圏の地域の中核となる都市の育成、整備やプレジャーボートの不法係留対策および安全対策に関して国への要望を行いました。

今後とも引き続き首都圏の再生に向け共同で取り組んでまいります。

次に（2）減量化・再資源化の促進についてです。

消費者の資源利用にかかる意識向上を図るため、チャレンジ省資源宣言事業者と連携したキャンペーンを行ったほか、食品ロス問題について消費行動の転換を図るための普及啓発活動を実施しました。

今後引き続き消費者の資源利用にかかわる意識向上を図るとともに、効果的な普及啓発の方策を検討してまいります。

次に2ページ目の（5）大気環境のさらなる改善に向けた対策の推進についてです。

大気環境改善のため、光化学オキシダントおよびPM2.5の軽減に向けた啓発活動を実施したほか、自動車排出ガス対策の啓発活動として高速道路のサービスエリアでデジタルサイネージの広告掲示等を行いました。

今後とも引き続き大気環境の一層の改善のため、効果的な啓発活動の方策等について検討してまいります。

次に3ページ目の（9）合同防災訓練等についてです。

今年度も各都県市会場において東日本大震災等の教訓や課題、これまでの訓練の成果を踏まえ、合同防災訓練を実施いたしました。

今後引き続き来年度の合同防災訓練や各種図上訓練の実施に向けた検討を行ってまいります。

次に2、首脳会議で提案された諸問題等についての検討状況の1、①九都県市首脳会議の研究会活動を終え、新たな取組に移行するものについてです。

まず4ページ目の(1) i-Constructionの推進についてです。

各都県市におけるICT施行の取組や施行事例等を共有するとともに、共同での現場見学会を開催いたしました。

また、中小企業への普及促進を図る上での課題を整理し、技術支援の継続や拡充等について国の要望を行いました。

今後は本検討会で共有された取組や施工事例および現場見学会での成果を基に各都県市での取組に生かしてまいります。

次に②今後とも九都県市首脳会議として研究会活動を継続していくものうち、5ページ目の(3)不登校児童生徒等の多様な学習機会の確保についてです。

別室登校や教育支援センター等における個に応じた支援、教員の確保、ICTの活用等について各都県市の好事例や取組状況の共有、意見交換を実施しました。

今後は共有された内容を基に不登校児童生徒等の多様な学習機会の確保および質の向上のために引き続き研究をしてまいります。

以上が委員会等における検討状況の報告になります。

最後に九都県市のきらりと光る産業技術表彰企業一覧についてでございます。

首脳会議に先立ち開催した表彰式において、資料7にお示しする企業の皆さまを表彰させていただきましたのでご報告いたします。

報告事項は以上でございます。

○座長（大野埼玉県知事）

ありがとうございます。

それでは、ただ今の報告に関しまして何かございましたらご発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、報告のとおりとさせていただきますが、ご確認を賜りたいと思います。

それでは、ありがとうございます。

6 その他

○座長（大野埼玉県知事）

続きまして議事の7、その他でございます。

(1) 育児休業の愛称、育業の活用による安心して働き子育てができる社会に向けたマインドチェ

ンジについて、東京都の小池知事よりご発言をお願いいたします。

(1) 育児休業の愛称「育業」の活用による、安心して働き子育てができる社会に向けたマインドチェンジについて

○小池東京都知事

こちらで提案させていただきたいんですが、人口というのはその国の国力であったり、地域の消費者であったり、学びの学校の生徒の数であったり、全ての肝になるわけであります。

一方で、コロナ禍で人口の動きがどうなっているのか、欧米は子どもが増えてるんですけど、日韓は減ってるんですね。

そして、それは全体像です。

一方で、一人一人が、じゃあどういう働き方や子育てをしているかということでございますけれども、今月からちょうど改正育児・介護休業法の一部が施行されたわけですが、その中で産後パパ育休制度が導入される。

法制度の面では進展がみられると。

一方で、じゃあ現場はどうかというと、子育てで休むんだというと、なんかもう後ろめたいとか、そして休むというのは遊ぶみたいだ、そういうニュアンスが漂って、なかなか取りにくいという話は現場で空気をそういうところは作っているのではないかと。

ここはマインドチェンジが必要ではないかということで、今、画面に出ておりますように「育業」という言葉にしたかどうかということで、都としまして、全国から育児休業の愛称を、他の言葉、育休ではなくて何かないですかアンケートといたしましょうか、応募をさせていただきまして、8千、9千近くいただきました。

その中で最終的に選考を経ました上で「育業」と。

いろいろご意見もあろうかと思えますけれども、休みじゃないんだよと。

よく海外の視察など外遊という言葉で、「外」で「遊ぶ」と書いてありますけれども、我々はもうほんちに行行って帰ってくるだけの、そういう海外視察皆さんもされてるんじゃないかと思えます。

それから、よくいう砂漠の民のベドウィンなどを遊牧民というんですけど、遊牧民だって自然と戦っているから24時間厳しいですよ。

というので、言葉っていうのは結構大切にすべきではないかということから、いわゆる「育休」から「育業」としたらどうかということをご提案させていただいて、皆さんのお手元の画面、こちらにも用意させていただきました。

ついでにエコバッグも用意させていただきましたので、今日は資料をこの中に入れて、堂々と職員の前に「ほらね」と見せながら進めていただければというふうに思います。

私はいつも言っているんですけど、男性の育児休業の活用、育業がようやく10何%になったと。

女性は80%以上取っておるというんですけど、これも怪しくて、そもそも育児休業制度を活用する前にみんな辞めちゃうんですね。

ですから、その制度を享受する対象にそもそも入ってない女性がたくさんいるんじゃないか、こんなことを考えますと、今後の社会はどう活発な、そして生き生きとした若い子と、小さな子どもたちの声があちこちから聞こえるというふうな、そういう社会をつくっていくためには、ぜひこういうマインドセットが必要なのではないかと、そういうことでこの育児というのを九都県市でも愛称、ロゴマーク、皆さんもご活用いただければと思いますし、また男女関係なく誰もが育児できる社会を目指してこそ、首都圏、一番元気でなければならぬ我々の地域にすべきではないだろうかということ、ひとつ提案をさせていただきたいと思います。

ぜひご活用いただければと思います。

以上です。

○座長（大野埼玉県知事）

ご提案ありがとうございます。

ほかに何かご発言等ございますでしょうか。

よろしいですか。

よろしければ、最後に報告事項等がございます。

去る10月19日、日本労働組合総連合会より九都県市首脳会議に対する要請書を受領しましたので、ご報告をいたします。

要請書につきましては、後ほどご覧をいただきたいと思います。

私どもといたしましても、喫緊の課題と認識している事項も多々ございますので、今後これらのご意見も踏まえつつ、九都県市としての取組を推進させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、会議の前に撮影させていただいたコロナの共同メッセージ動画が完成いたしましたので、ここで視聴いただきたいと思います。

<動画放映>

ご視聴ありがとうございます。

それでは、こちらの動画を九都県市首脳会議YouTube公式チャンネルでの配信をはじめ、様々な広報媒体で広く発信をしたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

ありがとうございます。

それでは、そのように進めさせていただきたいと思っております。

そして、ほかにもしご発言がなければ、私のほうから1点だけ緊急というか急遽でございますが、昨日、韓国のソウルにおいてハロウィンの集まりがございました。

お2人の日本人の方がお亡くなりになり、心からお悔やみを申し上げたいと思います。

実はお1人の方は埼玉県民であるということが先ほど分かりました。

こういった惨事が今日の夜はハロウィンの日となっております、この週末から今日にかけてにおいて、わが国においても繰り返されないとは限らないところ、もし皆さんにご異論がなければ、この後、私、座長としてプレスにお話をさせていただく機会があるものですから、ハロウィンの集まりなどにおいては警察等の指示に従い、お互いの安全に配慮していただくようお願いいたしますということを一言申し上げたいと思うんですが、いかがでございましょうか。

よろしいですか。

ありがとうございます。

7 閉会

それでは、本日予定させていただいた議事は以上となりますが、ほかにも何かございますでしょうか。

それでは、以上をもちまして、第82回九都県市首脳会議を終了させていただきます。

本日は新型コロナウイルス感染症に関する意見交換をはじめ、皆さまからご提案いただいた国への要望や共同取組について取りまとめとなりました。

次回の首脳会議につきましては、神奈川県が開催担当都県市となりますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日は長時間にわたり、まことにありがとうございました。